

引越しに伴う手続きについて

※引越ししても、学区が変わらなければ、転居の届出をしていただくだけで結構です。

☆区内の引越して学区(学校)が変わる場合

- 1 転学することになった場合は、速やかに通学している学校に転学の届出をし、在学証明書・教科用図書給与証明書の交付を受けます。
新しい学校にも電話で事前に連絡してください。(受け入れ準備のため)
※転出日(最終登校日)より前には、在学証明書・教科用図書給与証明書の交付はできません。
- 2 引越しが終わってから青葉区役所へ住所変更の届出をします。その際、在学証明書・教科用図書給与証明書を提示してください。
- 3 青葉区役所から、入学通知書の交付を受けます。
- 4 転入先の学校へ、在学証明書・教科用図書給与証明書・入学通知書を持参し、入学手続きをします。
※進級と同時に転居をする場合、3/31までに区役所の手続きを行い、4/1付の入学通知書を受けてください。

☆青葉区から市内の他の区へ引越して学区(学校)が変わる場合

- 1 通学している学校に転学の届出をし、在学証明書・教科用図書給与証明書の交付を受けます。
新しい学校にも電話で事前に連絡してください。(受け入れ準備のため)
- 2 引越しが終わってから新住所地の区役所へ住所変更の届出(青葉区への来庁は不要)をする際、在学証明書・教科用図書給与証明書を提示してください。
- 3 新住所地の区役所から、入学通知書の交付を受けます。
- 4 転入先の学校へ、在学証明書・教科用図書給与証明書・入学通知書を持参し、入学手続きをします。
※進級と同時に転居をする場合、3/31までに区役所の手続きを行い、4/1付の入学通知書を受けてください。

☆横浜市外への引越し、あるいは、市外からの引越しの場合

- 1 通学している学校に転学の届出をし、在学証明書・教科用図書給与証明書の交付を受けます。
新しい学校にも電話で事前に連絡してください。(受け入れ準備のため)
- 2 居住している住所地の役所に転出の届出をし、転出証明書の交付を受けてください。転出する住所地の役所では、学校の手続きはありません。
引越しが終わってから新住所地の市区町村で転入の届出をします。その際、転出証明書と在学証明書・教科用図書給与証明書を提示してください。
- 3 新住所地の役所で、入学通知書の交付を受けます。
- 4 転入先の学校へ、在学証明書・教科用図書給与証明書・入学通知書を持参し、入学手続きをします。
※進級と同時に転居をする場合、3/31までに区役所の手続きを行い、4/1付の入学通知書を受けてください。

就学通知について

次年度に小・中学校に入学する場合、保護者へ以下の通知を行います。

☆小学校への入学

前年の10月15日頃、保護者の方あてに就学通知書をお送りします。通知書には、入学する学校・健康診断の日時が記載されています。入学説明会につきましては、健康診断時に小学校からお知らせがあります。

☆中学校への入学

その年(小学校6年生)の1月20日頃、保護者の方あてに就学通知書をお送りします。入学説明会につきましては、お子さんが在学している小学校からお知らせがあります。

【問い合わせ先】

横浜市立みたけ台小学校

電話 045-971-9921

令和7年 1月 掲載